

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 24 日現在

機関番号：33302

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24720033

研究課題名(和文)GHQ占領下「宗教法人法」の起草をめぐる日米の相剋

研究課題名(英文)The conflict between Japan and U.S. for drafting "Religious Corporation Law" under GHQ/SCAP occupation.

研究代表者

清水 節 (SHIMIZU, TAKASHI)

金沢工業大学・基礎教育部・講師

研究者番号：30410294

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、日米の史料を用いて「宗教法人法」の起草過程を分析したものである。GHQの民間情報教育局宗教課、文部省宗務課、宗教界指導者の各見解と議論された論点を明らかにした結果、日米の文化的・歴史的背景に起因する法観念の相違や、各々の理想とする宗教法人像の相克が顕在化し、対立と妥協の末に本法が生み出されたことが解った。また、本研究の一環で「国有境内地処分法」の起草過程も明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This research project analyses establishment process of "Religious Corporations Law" using historical materials of the U.S. and Japan. Issues and opinions of Religion Division CIE GHQ/SCAP and Religious Affairs Section Ministry of Education and Japanese religious leaders in the confereces were elucidated. As a result, it was found that difference of law idea due to the cultural and historical background, and conflict of each ideal religious corporation image were actualized, at the end of confrontation and compromise, this law had been completed. As part of this study, I clarified establishment process of "The acts of Disposition of State-owned Lands Used by Religious Institutions".

研究分野：宗教学

キーワード：宗教史 日本近現代史 法制史 宗教制度史 信教の自由 政教分離 GHQ/SCAP

1. 研究開始当初の背景

戦後の日本の政教関係は、GHQ/SCAP 占領下で行われた改革によって、その基礎が形成された。占領下の宗教政策を支えた主要指令・法規は、「神道指令」、「日本国憲法」、「宗教法人法」(前身の「宗教法人令」を含む)の三点である。このうち、「宗教法人法」だけは、その起草過程の解明や研究が十分に進んでいない。

そもそも「宗教法人法」の起草過程に関する研究は、民間情報教育局(CIE)のスタッフであった W・P・ウッダードや、文部省宗務課で勤務していた井上恵行といった当事者による著作が嚆矢となった。これら进行分析した阿部美哉は、両者の宗教家としての経歴(ウッダード=組合派宣教師、井上=天台宗僧侶)や、日米の文化的背景に起因する価値観の相違が、それぞれの理想とする宗教法人像の相剋を生んだことを指摘し、対立と妥協の末に互いが許容できる法律を生み出したものの、両者がその法制にそれぞれ独自の解釈に基づく理想を反映させて納得したことを「同床異夢」と表現した。阿部の指摘は、首肯できるどころが多く、筆者が本研究を開始する以前に調査してきた史料からも、そのような指摘を裏付けられるものを確認できた。しかし、これらの研究では、具体的にどのような法案が準備され、交渉が行われたのか事実関係を詳細に示せていない。また、当事者の著作であるために、政策に対する思い入れや自己弁明的な要素が入ってしまい、全体像の把握に限界があるのも否めないと考えられる。

国立国会図書館による GHQ/SCAP 資料の収集公開事業が始まって以降、国内でも占領期の実証研究が本格的に行われるようになった。龍谷大学宗教法研究所が行った調査によって、GHQ 史料の中から「宗教法人法」の草案を中心に、同法の起草過程を研究する上で重要な史料が収集・翻刻された。これを契機に、古賀和則や栗田直樹・梅川正美らの論文が発表され、同研究は一定の進展を果たした。

しかしながら、「宗教法人法」の起草過程を文部省、GHQ、宗教界の各見解と議論された論点、それを踏まえて採用された条文を時系列で捉え、全体を把握できる実証的研究はいまだに無いと言える。そこで筆者は、本研究の準備として、二本の論文を作成した。占領期における宗教法の制定は、昭和 20 年の「宗教法人令」と昭和 26 年の「宗教法人法」の二度行われている。「宗教法人法」は、前身である「宗教法人令」の施行経験から各規定の見直しと修正が行われ制定された。そこで、筆者は同法の起草過程を研究する上では、まず「宗教法人令」の立案段階において GHQ、文部省、宗教界の間でどのようなことが問題として認識されていたのかを解明しておく必要があると考え、同令の起草過程を明らかにした。さらに、「宗教法人令」施

行から「宗教法人法」制定の動きが出てくるまでの、昭和 21 年から 23 年における GHQ と文部省の交渉過程を明らかにし、同法制定の前史と位置づけられる研究を行った。

また、筆者は平成 21 年から 23 年にかけて、米国のオレゴン大学ナイトライブラリー所蔵の「ウッダード文書」を調査する機会に恵まれた。ウッダードは、昭和 24 年から本格的に始まった「宗教法人法」の作成協議で、GHQ 側の責任者として深く関わった。同文書には、「宗教法人法」関係の史料を含んだファイルがあり、こうした史料を活用することで、同法起草過程に関する研究を進展させることができるのではないかと考えた。

2. 研究の目的

本研究の目的は以下の三点である。

- (1) 国内外の史料を用いて、占領期における「宗教法人法」の起草過程の全容を解明すること。
- (2) 同法の制定協議に関わった CIE 宗教文化資源課、文部省宗務課、宗教界代表者の三者の主張・見解と、その背後に存在した日米間における「信教の自由」「政教分離」「宗教法人」観の相克について、その実相を詳らかにし、要因を分析すること。
- (3) 以上の研究成果を通じて、GHQ の宗教政策や近代日本の政教関係史に関する再評価を行うための新たな視座を提示すること。

3. 研究の方法

宗教法人法の起草をめぐる協議は、長期間にわたるため、期間を区切って分析を進めた。事前の研究で得た私見によれば、それは四期に分類できる。

第一期(昭和 21~23 年)は、文部省宗務課課長が福田繁の時期で、宗教法人令の解釈変更や改正提案が行われた「模索期」とする。

第二期(昭和 23 年 12 月~翌 24 年 1 月)は、宗務課長の篠原義雄が、宗教法人令をベースに改正を加えた法案を CIE に持ち込んで協議を行った期間である。この時法人設立の規定で「認証」制を提案していることから、宗教法人法の「萌芽期」と位置づける。

第三期(昭和 24 年 12 月~翌 25 年 1 月)は、第 7 回通常国会への提出を目論んで、CIE が宗教界の意見を聞きながら試案を作成し、文部省が法案をとりまとめるという形式で起草協議が行われた期間である。CIE 側の担当で、法案作成に深く関わったウッダードが本格的に参加しており、起草過程の「発展期」と捉える。

第四期は、最終草案が完成するまでの期間である。

以上のうち、第一期と第二期の研究は事前に済ませてあったので、本研究では、第三期と第四期の解明と分析に取り組んだ。また、法案作成に影響があったと思われる「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」の起草過程を調査した。

調査では、国会図書館憲政資料室が所蔵している占領軍関係文書や、先行研究論文、占領期に発行された出版物などを閲覧し、必要なものをコピーした。また国内の宗教系大学図書館にて占領期に各宗教団体から発行された新聞・雑誌を収集した。海外調査では、米国メリーランド州にあるナショナルアーカイブズにて、占領関係文書の調査を行った。特にマイクロフィッシュでは不鮮明で判読が難しかった史料を原本で確認した。オレゴン大学で「ウッダード文書」の調査を行って、宗教法人法関係の資料を調査した。収集した国内外の史料を用いて、宗教法人法の起草過程に関する事実を再現できるよう、その解読・分析を進めた。

4. 研究成果

本研究の成果を集約すると以下の2点にまとめられる。

(1)「宗教法人法」起草の前史を研究する目的で、昭和22年4月「社寺等に無償で貸し付けてある国有財産の処分に関する法律」(以下、「国有境内地処分法」と略す)の起草過程を明らかにした。この過程で、文部省は「神社、寺院又八教会ニ対スル国有財産ノ無償譲与ニ伴フ宗教法人令改正案要綱」という文書を提出しているのが判った。提出された日時は特定できなかったが、恐らく昭和21年6月~8月の頃と考えられる。「宗教法人法」の起草協議の端緒となったのは、その前身である「宗教法人令」の改正をめぐる議論である。この文書は、管見の限り最も早い時期の宗教法人令改正案である。その他にも、「国有境内地処分法」起草過程では、GHQの「信教の自由」「政教分離」観を考える上で興味深い事実が判明したので、下記にその概要を記しておく。

「神道指令」の施行と、「日本国憲法」草案の規定に対応すべく、文部省宗務課の福田繁が各方面への調整を行った結果、昭和21年6月18日に「神社、寺院等の国有境内地及び保管林に関する措置方針」が閣議決定された。その翌日付で、日本側がGHQに提出した処置方針に関する説明資料では、以下の方策を示していた。昭和14年の「第一次国有境内地処分法」(法律第78号)を改正する形で法案を作成する。半額での払い下げは、新憲法違反となるため、時価によって行う。保管林は、信仰に必要なものを譲渡、もしくは払い下げをし、それ以外は適宜補償を行った上で取り消す。この方針は、同年8月16日に日本側が提出した『「寺院等ニ無償ニテ貸付シアル国有財産ノ処分ニ関スル法律」改正要綱(案)』で具体的な案として示された。但し、保管林制度は、法制局や大蔵省、農林省との意見調整で、存続することに变更されていた。

日本側の提案が先行する形で、立案協議がスタートしたが、この間、CIEは、同問題

に関する情報を収集しながら、独自に研究を進めていた。バンスが8月31日付で作成した「担当者研究」では、社寺保管林制度の廃止や、「軍国神社」への不適用といった、日本側の提案には含まれない策が盛り込まれていた。この内、社寺保管林制度の存廃問題については、文部省、CIE、宗教界関係者との協議の中で、特定の社寺においては、山林が信仰の対象になっており、歴史的にも深い関係性を有してきたため、保管廃止となれば、その補償もさることながら、信教の自由を侵害する恐れがあることが指摘された。バンスは「政教分離」を重視することから、社寺保管林制度の廃止を企図したものの、それを強行すれば、信仰の対象である山林との関係性を宗教団体から取り上げ、「信教の自由」を侵害することになるというジレンマに直面することになった。一方、「軍国神社」への不適用という条件を設けたことは、靖国神社・護国神社の存廃を検討していたCIEにとって、同神社を解散に追い込む手段を得ることになった。しかし、CIEには、占領目標である「軍国主義・超国家主義」的要素を除去しようとする意図がある一方で、宗教法人令によって宗教法人となった同神社を「信教の自由」との関わりの中で、保障しなければならないというジレンマがあった。GHQの宗教政策は、「政教分離」「信教の自由」「軍国主義・超国家主義の排除」の三理念に基づき、相互の調和によって形成され、展開される。本法は、日本国憲法草案で示された「政教分離」に対応することが制定の動機になっている。しかし、元々社寺領だったものが明治初頭に国有地に組み入れられたという沿革に配慮し、規定には無償譲与、あるいは半額譲与という方法が採用された。「政教分離」を完遂しようとする目的で起草されたにも関わらず、手段が「政教分離」に反するという自己矛盾に陥ったのである。また、市価による売り払いの方法を採るとなると、宗教団体への負担が過重となって、その活動の自由を著しく制限することになる。さらに、社寺領の歴史的沿革から考えると、そのような処分は不合理である。つまり、「政教分離」に偏って政策を進める結果、「信教の自由」を侵すことになる。さらに、「軍国主義・超国家主義の排除」を重視し、「軍国神社」を本法の適用外としたが、そういった神社といえども、宗教的側面を有しており、宗教法人令による宗教法人として存続していたため、「信教の自由」の原則上、実際にその規定を利用して廃止する政策は採れなかった。このように本法では、宗教政策の三理念の相互矛盾を孕んでいた。

民政局(GS)は、本法が新憲法違反になるとして制定に反対した。バンスは、GS政務課課長のハッシとの電話会談で「本法の制定は、恐らく憲法89条の違反になるが、法制化しないと、日本にある宗教団体の少なくとも半分は事実上崩壊するだろう、そして

信教の自由を甚だしく侵害することになるだろう」と指摘し、さらに「二つの憲法条項の相克の場合、信教の自由の基本的かつ根源的な保証が優勢でなくてはならない。第 89 条の禁止事項は、信教の自由の実現を妨害するのではなく、支援し履行することが意図されている」と述べた。これによりハッシは反対を取り下げることになった。ハンスは宗教課課長という立場にあったからこそ、他の部局が見過ごしがちな「信教の自由」に配慮し、この問題を考えることが可能であり、相克する理念の調和を図ることができたと思われる。

(2) 4 期に分類した「宗教法人法」の起草過程の中から、第 3、4 期についての解明と分析を行った。第 3 期以降では、宗教界の意見を聴取しながら、法案協議が進められた。文部省、CIE、宗教界の三者が相互に影響しながら、法案協議が進められたが、次第に日米間で理解し合えない問題が目立つようになり、議論が行き詰まっていく。日米の文化的・歴史的背景の相違に起因する様々な齟齬が浮上する中、対立と妥協の末に本法が生み出されたことを明らかにした。特に論点となった部分や対立の要因について以下に整理して述べる。

理想とする宗教法人観の相違

文部省は宗教法人を公益法人と見なしていた。例えば、昭和 23 年 12 月の宗教法人法案では、「宗教団体が教義の宣布及び儀式の執行をなし、公共の福祉に寄与すること大なるにかんがみ…」とある。また、『文部委員会における予想質問』の中で「宗教法人に対して免税することは憲法違反にならないか」との質問に対して「免税の特権それ自体は『特権』というほどのものではなく、むしろ、公益法人としての宗教法人の中に、当然具有される属性というべきもの、いわば公益性の反映とも考えられるのです」との回答を準備していることから瞭然である。さらに、その公益性を担保するには、行政からの調査や一定の関与が必要と考え、文部省の作成した法案にはそうした規定が盛り込まれた。また、宗教界指導者にも、そうした文部省の方針を歓迎、要望する声が少なくなかった。一方の CIE は、宗教団体の性質を行政が規定することは「政教分離」「信教の自由」に反するとし、極力、行政が宗教の領域に関与せず、宗教法人が内部の規則に従って自律的に運営されることを目指した。こうした日本側と GHQ 側の理想とする宗教法人像や行政との関係性の相違は、法案協議を通して最後まで解消されることがなかった。

法人格の適用対象を巡る対立

行政が宗教団体の宗教的領域に立ち入ること無く、法人化手続きがとれるようにするため、ウッダードは宗教団体を宗教的側面と物質的側面に分けて、物質的側面にのみ限定した形で法人格を適用出来るようにしたい

と考えていたようである。これに対して、文部省の篠原は、『物心一如』『真俗一体』ということが日本人（あるいは東洋人）のものの考えかたである」として反駁した。このウッダードの意見には、CIE で勤務していた日本人スタッフの坂本定夫や千葉栄からも反対の声がでたために、取り下げられた。

言語の違いによる概念の齟齬

宗教法人令で問題となったのは「離脱」規定である。この問題を認識するにあたって、言語の違いによる概念の齟齬が見られた。

離脱は、主管者の意志と総代の同意があれば、たとえ信者の意向を無視していても可能であった。「総代」は、宗教法人令の英訳版では、"delegates"と訳されたため、CIE はそれを民主的な選挙で選ばれた信者の代表者と認識していた。しかし、宗教法人令の施行経験の中から、「総代は一般通念としては選挙により檀信徒が選ぶことになっているが、事実は住職の委嘱によるものが大部分である。従って檀信徒の意志を問はなくても総代はその権利を行使しうる、又行使しているのが実情である」との認識に変化する。さらにウッダードは、「主管者」「総代」という用語が宗教団体的な雰囲気を残しており「ボスの、独裁的な臭いがある」として、変更を提案した。こうして宗教法人法では「責任役員」との名称に変わり、またより信者側に法的な権限を持たせるようになった。

「離脱」の概念についても英訳 "secession" とニュアンスが微妙に異なった。ウッダードは「英訳 Secession 八人ガ仲間ヲ団体カラ離レルコトデアッテ、Church ガ離レルトイフコトハ考ヘ得ラレナイ(中略)英訳デ Religious organization 或ハ Religious society トイフノ八人ヲ指ス。日本ノ社寺ハ誰ノ所有カ。住職カ。ソレニ総代ヲ加ヘタモノカ。更ニソノ上ニ檀徒ヲ加ヘタモノカ。信徒ヲ加ヘタモノカ。明カデナイ」と述べており、こうした言語の違いによる概念の相違が、GHQ と日本側の交渉を難航させた要因の一つになったと思われる。

法律の運用に関する疑念

ウッダードは「宗教法人令」の問題点の一つを次のように述べている。「宗教法人令では色々の事項が省令によって更に規定されているが、これが間違と誤解の根源になっていると思う。現在は人による政治ではなく、法による政治の時代である。個人の勝手な解釈によって政治を左右することは許されぬ。出来るだけ内容を明にし、行政的命令で、後から定めると云うような不明瞭な点を除く必要である。つまり、新しい法律を作ったとしても、施行する上での細目を省令や政令で別に定めて、官僚が弾力的に運用することを危惧していたのである。さらにウッダードは、文部省と法案作成協議をする中で「デリケートな問題を扱うために慎重に考え抜かれた条項を準備しても、文部省宗務課はその条項を修正し、漠然とした記述に変更するの

で、結局、法律の適用が文部省や官僚の解釈に依存するようになる」との感想をもった。こうして、勝手な解釈ができないよう、歯止めをかけるべく、宗教法人法では運用の細目を盛り込んだことから、条項数が宗教法人令と比べて激増した。

「信教の自由」に対する理解の相違

ウッダードは、長期間にわたって続けてきた文部省との法案協議で、繰り返し説明しても文部官僚が、CIEの意見を受け入れず、従来の考え方や条項を堅持し続けるため、そのまま協議を継続していくことに限界を感じるようになった。ウッダードが書いた昭和25年7月19日付の宗務課長篠原義雄宛書簡には「日本の伝統的法観念はあまりに固定的なので、新しい法観念の表現を取り入れない、これからの法観念は環境の変化に適して変更されるべきである。信教の自由は新しい法観念であり、新たな法観念を要する」と述べている。同様の感想は、宗教界指導者との懇談においても見られる。ウッダードは法案協議が進展しない要因を「信教の自由」に対する日本人の理解不足にあると見ている。幕末の開国以降、日本は西洋列強との関係を意識しながら、近代国家としての体制整備を進めた。その過程で、西洋の概念である「信教の自由」と向き合うことになったが、「天皇」や「国家神道」との関係性という日本固有の要因が複雑に交錯しながら、その概念を受容していった。第2次世界大戦の敗戦に伴う占領改革は、占領者と被占領者という特殊な力学関係がはたらく環境の下で、米国と西洋のものを「土着的」に作り替えた日本の文化的・歴史的対抗関係が影響する中、米国人の目を通して、明治以降の近代化とは何だったのかが問われる事態になったと考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

清水節「占領期『宗教法人法』の起草過程に関する一考察」(金沢工業大学日本学研究所『日本学研究』第16号)査読有、2013年12月、pp.121~162

清水節「占領期『国有境内地処分法』の起草過程」(金沢工業大学日本学研究所『日本学研究』第15号)査読有、2012年12月、pp.85~115

〔学会発表〕(計1件)

清水節「占領期『社寺国有境内地処分法』の起草過程」国史学会、2012年6月17日、國學院大學(東京都渋谷区)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

清水節 (SHIMIZU TAKASHI)
金沢工業大学・基礎教育部・講師
研究者番号：30410294

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：